

新しい自然権の提唱

高 橋 隆 雄

環境の人工化

自然環境の保護が緊急の課題として世界的に主張されてきている。自然環境を保護するといつても、地球温暖化やオゾン層破壊の防止から市街地の緑化に至るまで、さまざまなバリエーションがありうる。そして、保護する理由も同様に種々考えられている。例えば、将来の世代によい環境を残すことや、エネルギー資源としてまた医療資源等として自然の持つ経済的価値や、狩猟等を含めたレクリエーション的価値、また美的価値が注目されしてきたし、科学の研究に役立つからということも主張されている。あるいは、人間の利害に關係なく自然自体が固有の価値を持つっているといふことを保護の理由とする人もいる。私は、自然環境を保護する理由としてそれらとは別のこと^(註)を述べたことがある。そのことをここで簡単に再説してみよう。それは、環境を人工化するとか開発するとはそもそもどういうことであるのかという問い合わせから始まる。私が思うには、環境を人工化することはあらゆる生物に共通の、環境をより快適なものに変えていく傾向性に根ざしている。例えば、カサゴ（熊本ではガラカブ、四国ではホゴと呼ばれる）という魚がいるが、その大型のものが釣れた同じ場所に何日かして釣り糸を垂らすと、別の大型のカサゴが釣れてくる。カサゴは岩場に住む魚であるから、餌が豊富で外敵から身を守りやすいといった快適な岩礁があり、そこが空いていればカサゴはよりよい住みかを求めて移動して

新しい自然権の提唱（高橋）

くるからである。これも快適な環境を求める」といえるだろう。人間の場合にはそれは道具を使い技術を用いて不快な状況をより快適な状況へと変えることであり、また、そのことは、価値の面で多層な環境から人間にとつて不快なものを取り除き、より単層化を目指すことでもある。雑木林を開墾して作物を作ることを考えてみよう。これによつて人間にとつてはより快適な環境を生みだすことができる。しかし、その行為は同時に、土壤や他のさまざまな動植物を支配・管理することもある。その時、他の動植物は住みかを奪われ、種々の生物にとつて多様な価値を持っていた土地は人間と栽培植物にとつてのみ価値を持つ土地へと変えられている。

環境の人工化とは環境の快適化であると言えるならば、それには当然のこととして、不快な事がらをなくそうとする傾向がつきものである。そうした不快なことはたいていは根絶されることはなく、少しでも人間が手を抜くと再び生じてきがちである。このことは、庭を手入れせずに一年間もほつたらかしにしておけばどのようになるか考えてみるだけでわかるだろう。そして、不快なことの中には、雑草がはびこるとか害虫がいるとかのほかに、湿地帯であるとかもろい地盤であるとか、火山灰や石灰岩でできているといった、土地の地質的な構造に起因するもののように、人間によつて管理しがたいものも含まれている。人工化が進むと、そうした本来管理しがたい部分まで無理やり開発されることになる。この時、人間にとつて不快な部分は表面的には覆われているが、時にはそれが災害の形で現れることがある。そのことを知りつつも、人間の自然的傾向にかなつてないので人工化はますます進展していくことになる。

以上述べてきたことから私は、次のことが主張できると思う。一般に環境の人工化は快適化を目指すが、その際に人間は、自然界や社会における事象や存在者を、人間にとつて快適なものと不快なものへと二分する。そして不快なものはできるだけ消去したり管理していくとともに、消去できない不快なもの・管理できないものに対しても、それらをできるだけ視野の外に置くことで快適化を目指すようになりがちである。支配や管理されたものに関して、それらの立場に立て考えるとということはめつたになく、それらも視野の中心には入つてこない。そして、このことは人間にとつて自然なこ

とでもある。

その不快なものの中には、伝統的には自然の恐るべき力、害虫、病気、死、嫌惡すべきものや人等が含まれているし、現在では多量の産業廃棄物、汚染物質もそのようなものとみなされている。また、いわゆる公害輸出と言われていてことの実態を見ると、先進諸国の人々にとつて発展途上国の人々も、できるだけ見ない・考えないようにしていたい存在、すなわち「視野の外に置かれた存在」あるいは「視野の中心にはいらない存在」と言える。少なくとも今までの環境の人工化は、不快な存在を管理したりできるだけ見ないようにすることを伴つてきたのが、ここには「不可視化のメカニズム」とでもいえるものが働いていると言えるだろう。^(註)

こうした不可視化のメカニズムは現在の環境問題の根本にあると思われるが、それだけではなくさまざまな社会的問題を生みだしている。最も大きな問題は、個人の自立という名のもとに生じつたる自己中心主義への傾向である。これは個人の自由を尊重することの裏側にある問題であるが、他者との煩わしいかかりを回避して快適な環境を維持しようとする点で、私はここに不可視化のメカニズムの作用を見てとることができるとと思う。このように、人間と自然との関係は人間と人間との関係と密接に連関している。

一口に自然環境を保護するといつても多くの仕方があるだろうが、いずれにせよ自然の営みを先入見なしで見つめることが必要であろう。つまり、人間的視点や価値観で自然をとらえるのではなく、自然の持つ多層性と多様性を種々の觀点からとらえることが必要である。このように考えるならば、自然環境の保護は不可視化のメカニズムに対抗するひとつの有力な手段になりうるだろうし、現代における人間関係の問題に対しても有効な治療手段となるのではないかと私は思う。これが私の考えた自然環境保護のひとつの中である。人間関係が人間と自然の関係を反映するということは從来から多くの人によって主張されてきたことである。ただし、それがいかなる仕方で反映するのか、そしてその理由はいかなるところにあるのか、という点についての私の考えは從来のものと異なっていると言えるだろう。

新しい自然権の提唱（高橋）

人権と自然権

私は上で自然環境の保護を不可視化のメカニズムへの対抗手段として捉えてみたが、これは個人の意識や経験、行動のレベル、いわば個人道徳のレベルに関わるものであった。もちろんこれは政府や自治体の法や政策に反映されるべきものであるが、今日では自然環境の保護と人権の間に多くの深刻な対立が生じている。^(註3) そうした対立の生ずる理由のひとつは、人権概念の核心部分に「所有権」や「自由」が存在していることであると思われる。例えば、土地を含めて自分の所有物を処分する自由は、多少の制約があるとはいっても、自然環境の保護と衝突しがちである。

多くの場合、この対立は近年になって生じてきたものである。というのは、一九六〇年代になってわれわれは地球上の資源が有限であることや、汚染物質を許容する地球のキャパシティが限られているということに気づき始めたからである。すると次のように言うことができるのだろうか。すなわち、人権と自然環境の保護とは本来的に衝突し合うものであるが、その対立をわれわれは最近になつて経験したにすぎないと。

私はそうは思わない。というのは、人権（human rights）はもともとは自然権（natural rights）と呼ばれていたが、多くの哲学者たちの解釈によれば、その自然権の基礎には自然法（the laws of nature）という法があり、それが自然権を制約していたからである。例えば、ある解釈によれば、自然法は人が自らを奴隸の身分に置くという自由を認めないし、資源を浪費したり所有物を処分することにも制限を課すのである。^(註4) このように、権利の理論の歴史をさかのぼつてみると、少なくともある有力な解釈によれば、自然環境の保護と権利とは両立しうる関係にあつたと言うことができる。

私は先ほど自然環境の保護が、不快なものを無視するという傾向への対抗手段となりうると述べた。それでは、人権についてはどうだろうか。人権もそうした対抗手段として有効であろうか。私としてはこの問い合わせに対して肯定の答を与えたいと思うのだが、その希望に反して、現在ますますわれわれは人権を個人主義的、より正確には自己中心主義の基礎とし

て受容しつつあるということを認めざるを得ない。それゆえ、人権は、問題となつてゐるわれわれの傾向への対抗手段としては次第に重要な役割を担えなくなつてきてゐる。人権が自然権と呼ばれていたころには、不可視化のメカニズムへのは強力な対抗手段たりえたと私は思う。実際には人種差別や男女差別があつたのだが少なくとも理論的には、そこでは人間は、神によつて創造された人類という種の平等なメンバーとして特定され、人間はすべて人類の一員として自然権を所有していた。ここにおいては、不快や迷惑を与えると思われる人の困窮を無視することはできないだろう。そのような人も人間であるかぎりは権利を持つてゐるからである。この自然権の立場においては、私は人類の一員として誰もが所有すべき権利を所有してゐるのである。ところが、こうした側面が次第に希薄になり、現在では多くの人にとって権利を所有するとは、私自身の幸福を追求するところの個人としての私が所有する、という側面が中心になりつつあるといえるだろう。私は、このような状況下にあつて、不可視化のメカニズムへの対抗手段として有効な権利概念を模索してみたい。また、そうした権利概念は、環境の人工化の行き過ぎを防止し、自然環境の破壊への歯止めとしても何らかの機能を果たすのではないかと思つてゐる。

歴史を眺める視点はさまざまあるだらうが、不快をもたらすようなものや人々を無視するという不可視化のメカニズムとそれへの対抗勢力との対立として歴史を見ることもできるのではないだらうか。不可視化のメカニズムは人間にとつて自然なものもあるが、おそらく社会にとつて好ましくない結果をもたらすので、それへの対抗手段が生じてきたのであらう。そうした対抗手段として権利について少し述べたが、権利のほかにも歴史を通じて多くの宗教はそうした対抗手段として影響力を持つてきたと思われる。もちろん、宗教も多種多様であり、一民族や共同体内の人々のみに向けられたものもあるが、普遍的宗教であればあるほどこうした影響力は強いといえる。宗教では死をまともに対象としている。人間によつて管理しがたい最たるものである死は、この世における生を対象化するのに役立ち、人間の作りあげた快適な空間も巨大な無あるいは超越者によつて支えられていることをわれわれに自覚させる。また、超越者の側から見れば、人々の

新しい自然権の提唱（高橋）

間の相違は取るに足りないものとみなされ、われわれは宗教的共同体の一員とみなされる。例えば、ある宗教においては、私は神の被造物の一員として他者と同様の感情や悩みを持つ者としてあり、また他の宗教においては、私は他の存在者と同様に輪廻し根源的苦悩を共有する者としてある。ここにおいては、私は個としての独自性よりも、同じ苦悩を持つ人間の一人であるということが強調されている。私と他者とはその意味で深い地点で結びついているのであり、そこにおいてはいかに不快な他者であろうとも私から切り離すことは不可能であろう。ところが現在では宗教もそうした対抗手段としての力を急速に失いつつある。そのことは宗教を信じない人の増加が端的に物語っている。また現在の日本を見ると、人気のある宗教の多くがオカルト的なものであったり、個人的な悩みを現世において解決することを主眼とするものであつたりするが、このような宗教も対抗手段として有効なものとは思えないのである。

人工物に囲まれた環境

環境の人工化に伴う不可視化の傾向は、特に現代においてあらがいがたい勢力となりつつあるが、その理由を考えてみる。まず、快適なものを求めて不快なものを退けようとするることは、すべての生物にとってまったく自然なことである。特に人間の場合は、道具を用いて環境をより快適なものへと変えてきた。そして、現代にいたって科学技術の驚異的な発展に伴つて、環境をより快適なものにしようという欲求が以前とは比べ物にならないくらい増大してきた。科学技術によって可能となつた事がらに関して、以前にはなかつた欲求が新たに生じてくる。言うなれば、「可能」が「欲求」を生み出してきたのである。極めて多くの欲求が科学技術の成果によつて満たされてきているが、その中には、病気の治癒の欲求のように以前には宗教の領域にあるとみなされていた欲求も含まれている。このようにして科学技術は次第に宗教の領域を侵犯し、快適さを求める欲求、そして同時に、不快を避けたり無視したりする欲求は今日ますます勢力を強めつつある。「可能」が「欲求」を生み出してきたと述べたが、人工物のあり方を考察することでさらに詳しくこの点を考えてみよ

う。「テクノグローブ」において吉川弘之氏は人工物の特徴を次のように述べている。

「人工物は、自然物と異なり、その中に設計者の意図が無数に込められている。……社会的要因、法律、経済原理、個人の欲望、心理学など、あらゆる要因をそのうちにはらんで成立している存在物が人工物である。」

人工物・製品というのは、依頼者の要求と時代の種々の状況とを合わせ考えて、最もよいものとされる設計図に基づいて作られるわけであるから、上に述べられているようなさまざまな要因が設計者の意図を媒介にして人工物のうちには込められている。例えば、その時代の技術の水準が人工物に反映されるし、同じような性能であっても高価であったり野暮なスタイルのものは売れないだろう。また、法的に禁止されている材料を用いたり、特許権を侵害してはならないという規制もある。さらに、その時代における主要な欲求や価値観に合致していることが好ましい。

これらの要因の中のどれを重視するかは人工物の種類や依頼の内容によつても異なるが、いずれにしても人工物は、いわばその時代の持つ雰囲気のようなものを映し出しているといえるだろう。この点において、人工物は芸術作品と似ている。どちらもその時代の趣味や価値観を反映しているからである。人工物や芸術作品という部分に、時代や社会という全体が現れているといつてもよいだろう。ただし、人工物・製品の多くは安価をめざして大量生産されるので大量に売れなければならず、どうしても時代の流行に合わせがちであるが、芸術作品はその点で異なつてゐる。必ずしも大衆に受け入れられなくてもよいのであるから、芸術家は時代に流行している趣味や価値観を単に受け入れるのではなく、それを客観視してそれを超えるような作品、つまり時代を否定したり先取りするような作品を生み出すことができる。芸術作品は、時代の支配的な価値観や様式の持つ惰性に逆らう側面を持つているとも言えるだろう。もちろん、芸術作品なのかどうか判別しがたい人工物も存在している。例えば、大量販売をめざした建売住宅ではなく、建築家の思うがままに設計され造られた建築の場合がそれである。

人工物は設計者の意図を媒介にして時代を反映している。それゆえ、人工物・製品という部分的なものを通じてわれわ

れも時代や社会といふ全体と接することになる。現代のように人工物に囲まれた状況においては、われわれは否応なく無意識のうちに時代の持つ雰囲気や支配的な価値観によって浸透されることになる。社会のさまざまな制度やマスコミからの情報も、同様にそうした価値観や雰囲気をわれわれにいわば押しつけてくるのであるから、時代が全体として持つところの力に個人として抵抗することはなかなか困難なことである。

われわれと時代との接し方はたいていは気づかれないが、気づかれたとしても一方通行的なものとしてである。われわれは工業製品を購入し使用する時、生活がより快適になつたと思うだろうし欲求の充足を感じるだろう。また、自由であることを感じるかもしれない。しかし、考えてみれば、こうした欲求も多くは、人工物や制度やマスコミを通じて、時代の雰囲気や流行の影響を知らず知らず受けて生じたものである。製品を購入するときに欲求充足や自由を感じたとしても、その欲求自体が時代や社会、あるいは製品の設計者によって準備され生みだされたものであるならば、そこには本当の自由はないといえるのではないだろうか。今日われわれは多くの場合、いわば自由へと強制されているといえないのである。時代の雰囲気や価値観はわれわれの日々の欲求に浸透していくが、実は逆の側面も存在している。というのは、製品の設計者もマスコミで働く人も、人々の流行や趣味、欲求、価値観の推移に常に気を配らねばならないからである。単に一般大衆に受け入れられるだけでなく、特別のものとして受け入れられるためには、時代の流行に後れてはならないが、流行を追いかけるだけでもいけない。時代の趣味に則りつつも魅力のあるものを提供する必要があるのである。その手がかりは人々の趣味や価値観の微妙な変化のうちににあるだろう。ここには、人々の欲求と人工物やマスコミとの間の動的なサイクルが存在しているといえる。そして、このサイクルの中には、長期的に見れば、道徳規則や政治や経済のしくみ、そして科学技術の進路も含まれている。科学技術の進む方向は科学技術の領域によってのみ決定されるのではなく、時代の必要とするところによつて強く影響されてもいるのである。

先に「可能」が「欲求」を生みだしてきたと述べたが、事態はもう少し複雑であることがわかる。つまり、「可能」は

人工物やマスコミを媒介として「欲求」を生みだすが、「欲求」は逆にそれらを通じて「可能」に影響を与えてもらっている。その意味で、「可能」と「欲求」との間には相乗作用が働いているといえるだろう。科学技術はわれわれの生活にとつて決して中立的なものではなく、われわれに欲求を感じさせるとともに、われわれの欲求によって影響されてもいるのである。

これまで生み出されてきた人工物の大半は、人間の快適さや便利さの獲得と不快さの除去とを目的としていた。具体的には労働の節約や病気の治療、衣食住環境の向上、娯楽の享受等がそれである。現代ではそれとともに、時間と空間の制約からの自由ということが大きな目的となりつつあるようである。

例えば自動車がそうである。これは労働の節約等をめざすものとしてもとらえることができるが、電車と違つて自動車においては自分の空間が確保できるし、場所の移動が容易になる、つまり時間の節約もできる。もっと分かりやすい例は携帯電話である。これは英語では mobile phone という。mobileとは電話機が携帯可能、動かせるということであるが、実際にこれによつて自由に動けるようになったのは人間の方である。人はもはや電話機の置かれている場所に制約されることがなくなり、いつでもどこでも電話をすることができる。ということは、不快な人たちと場所を共有する必要がなくなったことをも意味している。これは、いやな同僚や上司、見ず知らずの他人と接することから解放されることもある。この解放感は、不可視化のメカニズムの作用を強めるだらうことは、電車の中で人目をばかばかずに大声で電話する人の多いことからも見てとることができる。かれらは、混んだ車内で抱き合うカップルに関して言われた「視線無視症候群」とよく似た症状を呈しているのである。また、私はこの前の夏スペインを訪れて、観光地において多くのスペイン人がビデオカメラを持つてゐるのを見たが、現在ビデオカメラは世界中に普及しつつあるのではないだろうか。もちろんそれを購入できない人々も多いわけであるが、その魅力は大きいのではないかと思われる。私はここに、時間の不可逆性という制約からの部分的解放を見てとることができると思う。ビデオカメラは映画と違つて、自分がそこにいて見たシーンがい

新しい自然権の提唱（高橋）

つでも好きな時に繰り返すことができる。私の経験した過去は、美しい光景や親しい人々とともに何度も呼び戻すことができる。時間の制約からの自由は空間の制約からの解放と並んで人間の大きな願望であり、いすれは死からの解放の技術を求めることも特殊なことではなくなるかもしれない。

自然権の新しい解釈

人権が自然権と呼ばれていた時には、それは、少なくとも理論的には、いわゆる不可視化のメカニズムへの対抗手段として有効でありえたが、しだいにその力を失つてきたということを述べた。そのような事態の根本にあるのは、科学技術の驚異的な発展に伴つてそうしたメカニズムがますます強力に働きだしたということである。科学技術の発展は宗教の力を弱めてきたが、このことも対抗手段としての人権の有効性を弱める方向に働いてきた。というのは、自然権の背景にあって権利を制限しているところの自然法は、もともとは神の法にはかならなかつたからである。^(註6)

これとともに、自然権の影響力が縮小していくことに重要な仕方でかかわったことは、大ざっぱに言うと、自然権の核に所有権、そして／あるいは自由が存在していたということであろう。^(註7)自然権の基礎にあつた自由は、ある解釈によれば、自らを他人の奴隸にする自由さえ含むほど強いものであつた。つまり、自由を放棄する自由さえ認められることがあつたのである。このようであるから、自然法という歯止めが失われていく時に、人権概念は、環境の快適化や自由をめざすことに伴うところの不可視化のメカニズムによる影響をたやすく被ることになる。

私は自然権が本来持ちえたところの働き、すなわち環境の人工化に伴う不可視化のメカニズムへの対抗手段としての働きを復興させたいと思う。しかし、もとのままの自然権を復活させることは無理である。現代という時代において、ひとつの有望な方法は自然権を再解釈することであろう。

そのためにまず、自然法をどう捉えるかが問われなければならないだろう。「自然法」はこれまで種々に解釈されてき

たが、そのうちのひとつは、自然法とは人間の本性（自然）に関する法であるといふものである。私はこの解釈は自然であると同時に有望でもあると思う。

「ここで私は、これまで述べてきた脈絡から考えて、自然権や自然法に関する解釈が望ましいものであるための三つの条件を挙げてみようと思う。（1）自然権は人間が人間であるかぎり誰でも持つ権利であり、その根拠を人間の本性（自然）に基づかせる解釈でなければならない。（2）その解釈はわれわれ人間を何らかの観点によつてひとまとめてして客観視し、また人間以外の存在者に対する相対化することを可能にするものでなければならない。（3）その解釈は、快適さや幸福を求める自由をある程度制限することを可能にするものでなければならない。

人間の本性としては古来さまざまな特徴が挙げられてきたが、私は以下の三種の生物学的傾向性を人間の本性（自然）とみなして、そこに自然権を基づかせたいと思う。（理性を人間の本性とする（3）の条件が満たされにくくなると私は思われる。）それは第一は、自己保存（self-preservation）であり、第二は、種の保存（the preservation of the species）、第三には、種々の価値の追求である。第二の代わりに、自己の遺伝子の保存を挙げてもよいだろう。これらの三種の傾向性は人間に特有というわけではない。ただし、第三種の傾向性とは、前二者がめざす以外の価値を追求するものであるから、この傾向性がほとんど現れてこない生物も多数存在する。それに対して人間の場合には第三種の傾向性が極めて重要なものとなつてゐるので、他の二種の傾向性を凌駕する場合がしばしばある。それゆえ、自殺を企てる人が後を絶たないし、独身主義を貫くことも古今東西にわたつて存在する生き方である。また、主義主張や国家のために生命を捧げる人も多いし、健康を顧みず麻薬に手を出す人も多くならないのである。環境を人工化することも、この第三の傾向性に基づく場合が多いといえるだらう。

」のように見てくると、人間は生物学的なベースにおいては他の生物と基本的には等しい存在であるといえる。その相違は人間が他よりも大きな脳を所有することから生じている。つまり、たしかに他の生物と大きく異なつてはいるが、わ

われわれ人類は地球上に存在する無数の種の中のひとつに過ぎないのである。このようにして、われわれはわれわれ自身を他の生命体と本質的には同じでありつつも独特な存在者として相対化することができる。独特であるという点で、人類は他の生物種と異なる一つの共同体を形成しているとみなすことができるだろう。それゆえ、人間に特徴的であり自然でもある、つまり人間に特有の三種の傾向性のありかたに根ざす権利があるとすれば、それはわれわれすべてが人類という共同体の一員として所有するところの権利であるといえるだろう。

簡単な説明ではあるが以上のことから、三種の自然的生物学的傾向性を引きあいに出す解釈は上述の条件（1）と（2）にかなうといつてよいだろう。それでは、その解釈によれば条件（3）はどのようにして満たされるのであるうか。私が思うには、そのためには快適さや幸福あるいは自由ではなく、苦痛や苦しみに重点を置いて考えることが必要である。

われわれは日常生活において快適さや幸福、自由を求めているが、それらを与えるものの数や量には限りがあり、しばしばそれらをめぐって争いが生ずる。その争いに勝てば、われわれはそれらの善きものを占有することができるが、その際、敗者の苦痛はたいてい意識にのぼらないし、努めてわれわれはそれを考えないようにしがちである。また、われわれは自らが幸福である時、その幸福をしばしば独占しがちである。それを分から与えたり共有するとしても、ほとんどの場合、それは親しい友人たちの間である。一般に、幸福である時には、われわれは見知らぬ人々のことを考えなくともすむのである。ここには不可視化のメカニズムが働いているといえるだろう。

それに反して、われわれは苦しんだり悲しんだりしている時、苦しさや悲しさをわかつてもらえる人を求めがちである。それは病気になつて入院でもすればすぐに納得できることである。「同病相憐れむ」の言葉があるようく、見ず知らずの人どうしでも互いの病状を語り合いすぐに打ち解けた仲になるのである。もし悩みを聞いてくれる人が誰も周囲にいない時には、人は神に助けを求めることがあるだろう。キリストが最後の審判の日までわれわれの苦痛と同じ苦痛を感じ続けるだろうという言葉によつて、今までどれほど多くの人が救われてきたことだろうか。また、苦しさを経験した人は他者

に対して共感することが容易にもなる。苦痛や苦しみには、快樂や自由と違つて、人々を連帶させる力があるといえるだろう。

従来の自然権や人権の核心には、所有権そして／あるいは自由が存在していた。このことは、所有を妨げたり自由を抑圧するものへの抵抗を含意していた。それゆえ、苦痛の回避ということと自由の希求とは表裏一体の関係にあつたはずであるが、次第に、価値追求や快適さを求める自由や、自由な自己決定、自律という側面が重視されるようになつてきた。それに応じて、人権は不可視化のメカニズムや自己中心主義的生き方への対抗手段として機能しがたくなつていく。

そこで私の提唱する解釈は、苦痛の回避という観点から権利を捉え直すということである。すなわち、その解釈によれば、権利は、ある人ないし団体が人の自然的な傾向性（自己保存、種の保存、価値追求）を妨げる際に生じる苦痛に基礎を置いている。このように権利を捉えると、権利を尊重することは他者のさまざまな苦痛に配慮することとなる。ここからは、法に違反せずに自己の利益を追求するという生きかたとは少々異なる生きかたが生ずる可能性がある。不快と思える他者や赤の他人に対しても相応の配慮をしつつ生きることは、不可視化のメカニズムに対抗しつつ生きることといえるだろう。

この解釈は二重の意味で生物の本性（自然）に基づいている。まず第一に、それはあらゆる生物が多かれ少なかれ持つところの自然的傾向性への妨げということに基づいている。また第二には、すべての生物が快や苦を感じているとは言えないだろうが、苦痛の回避と快の追求とは、多くの動物にとって本性としてあり、両者は同じコインの裏と表の関係にある。^(註8)ここで快の側面を重視すれば、われわれは他者の苦痛を忘れがちになる。しかし、苦痛に焦点を置けば、われわれは共感してくれる他者をしばしば必要とするし、他者の苦痛への共感はわれわれを他者へとかわらせることになる。このように解釈された権利は自然権と呼ぶことができるだろう。この意味での自然権は、自己決定の自由や所有物の処理の自由、快適さの追求よりも、自然的傾向性の阻害から生ずる苦痛に重点を置いている。それゆえ、それら自由が自然的傾向

新しい自然権の提唱（高橋）

性を妨げる場合には制限されることになる。ただし、制限の仕方は、自然的傾向性の中に価値追求の自由も含まれているので、そう簡単には決まらないであろうが。

すると自然法についてはいかなることが言えるだろうか。従来、自然法は理性によって知られるといわれてきたが、私が思うには、三種の自然的傾向性とそれから生ずる苦痛について思いをめぐらせれば、そこにはおのずと示唆されてくるものがあるだろう。^(註) そのようにして見いだされる自然法は伝統的なものとそれほど違わないであろう。例えば、自己保存の傾向性から、人を傷つけたり殺したりすることの禁止が示唆されるし、第二の傾向性から、子供を養育したり教育を受けさせる義務等が示唆されるだろう。第三からは、他人の価値追求を妨げない義務が生じてくる。ただし、この自然法は従来のように神への言及をふくまないし、子孫が存続できる環境を残す義務のような新しい義務も含むことになるだろう。自然権はこれら自然法の制約を受けることになるので、自然環境の破壊に対して自然権の側からの歯止めも可能となる。自然環境の保護も自然権も不可視化のメカニズムへの対抗手段となりうるだけでなく、両者は互いに両立可能なもの、あるいはともかく従来のような対立関係はないものと言えるだろう。

自然法の間でも対立が生じるし、それは自然権やそれから派生する権利の領域にも反映されるので、義務間の優劣関係や権利間の優劣の関係が問わなければならないであろう。時代とともに、追求される価値の種類や重要さにも違いが生じてくるだろう。そのような違いが自然法や、究極的には自然的傾向性に基づくところの権利のあり方にも反映されるべきである。その意味で、自然法、そして自然権は歴史から超越したものではなく、時代の推移を反映しつつその実質が変化していくといえるだろう。

さまざまなもの問題との連関

自然法や自然権が時代の推移をどのような仕方で反映していくのか。それを探究することは哲学あるいは倫理学の重要な

な仕事である。私はここにいくつかの問題をとり上げて、新しい解釈が倫理上の諸問題とどのように関連するのかを、簡単にかつ暫定的な仕方で述べてみようと思う。

まず、この解釈は、ミルの原理と呼ばれるものに対する新しい対処の仕方を示唆する。ミルの原理とは、大ざっぱに言えば、「他者に危害を加えない限り、いかなることをしてもかまわない」という原理である。この原理と権利との関係についてここでは詳しくは述べられないが、この原理はいわゆる自由主義の原理として、人権を道徳や法、政治の根幹に据えている多くの国において、その程度に違ひはあるにせよ、認められているものである。わが国においてもこの原理は法や政治の原理として一定の機能を果たしているが、近頃では道徳の領域においても浸透しつつあるようである。その浸透の仕方を見ると、自己の反道徳的行為の正当化に用いられている場合が目につく。そして、ミルの本来の意図に反して、その原理の支持者たちは社会的な活動への参加に消極的な傾向を示している^(註5)。私の提唱する新しい解釈は快よりも苦痛を重視するものであったが、この立場はミルの原理の解釈にも有効である。つまり、現在はその原理の中の「自由」の面が強調されているが、それに対して「危害」の面を重視するのである。それは、何が他者への危害となるのかを考慮してから行動することを要求する。他者への危害の内容は時代とともに変化するものであり、そうした変化への注視が必要となる。そうなると、自分の行為と他者との関係を常に意識せざるをえなくなるわけで、他者の状況を無視することや他者の苦痛を見ないすることはできなくなるだろう。このように考えると、ミルの原理はもはや不可視化のメカニズムを助長するものではなくなるだろう。

また、私の解釈からすれば、生存権(right to life)は自己保存の傾向性に基づくと考えるのが自然である。それゆえ、いわゆる人格とはみなされない存在者もこの権利を持つことが可能である。例えば、胎児がそれに当たるし、他の生物も自己保存の傾向性を持つのであるから、人間以外の生物が生存権を持つといふことも不可能ではなくなる。その場合、生存権は人間による承認という形態を取つて認められることになろう。ただし、胎児が生存権を持つからといっても、

その生命がいかなる場合にも尊重されなければならないというわけではない。というのは、胎児の生存権は他の権利（例えは、母親の生存権や自らの身体に対して持つ権利）との対立関係にはいりうるからである。同様のことは、動物に権利が与えられた場合にも言えることであり、動物の権利の承認が直ちに菜食主義へと通じるわけではない。また、胎児や動物に義務を課せられないことから、ここでは義務なしの権利が主張されているが、幼児にも普通は権利を認めるかぎり、権利を持つものは常に義務を持つということを要求するのは誤りであろう。

さらに、その解釈は苦痛の回避を快の追求や自己決定の自由よりも重視するものであるから、安楽死あるいは尊厳死の問題もその観点から再考されることになろう。従来は、この問題は無実の人を殺してはいけないという規範と、患者の自己決定権の関係を中心に考えられてきた。これに対して苦痛の回避という側面の重視という立場からは、終末期にある患者の心身両面にわたる苦痛や家族、医師の側の苦痛が重要視されることになる。もしも「死ぬ権利」などというものが認められたとしても、その根拠は自己決定権よりも耐え難い苦痛の回避に存することになるだろう。

これまで述べてきたような自然権の説は、自然的傾向性の重視や自然法による自然権の制約の仕方においてジョン・ロックの考え方によると私は思う。もちろん、神への言及がないとか、動物の権利への可能性を残す点で決定的に異なつてはいるが。神という超越者の代わりに、私は自然的傾向性の所与性を置いたのであるが、ここにおいては自然の概念がロックにおけるよりもはるかに豊かで超越的なものとされている。それではここには宗教の出番はないかというとそうではなく、宗教は根源的な苦であるところの老病死という苦を癒す役割を担っているのである。^{註1)}

註1 「環境をめぐつての道德的考察」（清正、丸山、中村編『現代の地域と政策』九州大学出版会、一九九七年）を参照。

註2 「不可視化のメカニズム」という語は、次の著作に影響されて用いたものである。見田宗介『現代社会の理論－情報化・消費化社会の現在と未来』岩波新書、一九九六年。

註3 自然環境の保護に対して、経済的発展・繁栄という価値観も大きな障害となっているが、人権と経済的発展との関係は、いわば

ケンカしつつも共に相手を必要とするために一緒に道を歩んできた夫婦のようなものであると私は思う。両者のそうした関係は、人権の核に所有権があつたことに主として基づいている。

註4 奴隸制に関するても論者の間で多くの解釈がある。さつと見れば、モンテスキュー、ルソーは奴隸制をまったく認めないが、多くの論者は種々の理由から認めている。奴隸となるものは自然的本性に基づいていたるというアリストテレスのような説は近代ではやらず、たいていは、奴隸の側での同意や、正当な戦争における征服者の権利であるとするものが多い。また、自然権を主張しつつも自然法を重視しない立場もある。このような立場では、自然権への制限に対して批判的である。

註5 吉川弘之「テクノグローブ」工業調査会、一九九二年、三十七頁。このような見解からは、工学が他の諸領域と密接に関連しており、人工物一般に関する学問は学際的なものにならざるをえないということが導かれる私には思えるが、著者は工学の領域にとどまろうとしているよう見受けられる。

註6 宗教の権威の失墜と人権との関係を述べると、人権は信教の自由を含む点で宗教の勢力の弱体化に力を貸してきているといえるだろう。

註7 自然権の理論の歴史については、次の著作から多くを学んだ。Richard Tuck, *Natural Rights Theories - Their origin and development*, Cambridge U.P.一九七九。

註8 快の追求と苦痛の回避とはともに自然なものであるとすれば、先に挙げた三種の自然的傾向性との関係が問われるであろう。快の追求と苦痛の回避も自然的傾向性であるといつてもよいだろうが、この傾向性における快や苦痛はいわばある異なる方向を指しているのであり、その方向が三種の傾向性であるといえる。

また、ここで権利についての標準的な形式を挙げておくとともに、この論文で私が権利といふことを考へていてるかを理解する上で有効であろう。私は次のような形式で、ある人Aが権利を持つということを理解している。「AはBへの権利をCに対してDに基づいて持つ。」ここで、Cは人あるいは国家等を指してて、この場合、Cはこの権利に対応する義務を持つことになる。私の解釈では、Dは苦痛の回避である。また、後に述べるように、私の解釈によれば、Aには人格とみなされる存在者以外の胎児や動物さえも含まれる可能性がある。

註9 自然法は理性によつて知られると言つて來たが、そのことをここでは念頭に置いている。自然法は規範としての法であるが、この規範は自然的事実から論理的に導かれるわけではなく、われわれ人間が耳をすますことによつて読み取るのである。時代に応じて読み取られる内容も異なつてくるだろう。

註10 このことは、私が文部省の科研費でもつて目下解析中の、三千人以上の高校一年生を対象としたアンケート調査によつても裏づけることができる。それによれば、ミルの原理を行動規範とする生徒は、地球環境問題や発展途上国への関心やボランティア活動への関心等が概して低いという結果が出ている。

註11 私の捉えるところの自然概念、そして宗教に関しては、次の拙論を参照。「正法眼藏」山水経について—環境倫理学への一観点」

新しい自然権の提唱（高橋）

（熊本大学文学会発行『文学部論叢』第三十八号、一九九三年）。「仏教にかんする一試論」（『文学部論叢』第四十六号、一九九五年）。
（本論文は、一九九七年度第十七回谷口財団シンポジウム哲学部門国際会議において発表した英文原稿を翻訳し、それに若干加筆し
註を加えたものである。）